令和元年(平成31年)

第4回柳泉園組合議会定例会会議録

令和元年11月22日開会

柳泉園組合議会

令和元年(平成31年)第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
· 行政報告 ······	5
・議案第9号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	2 5
・議案第 1 4 号(上程、説明、採決) ····································	2 8
・議案第15号(上程、説明、質疑、討論、採決)	2 9
・議案第 1 6 号 (上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	3 0
・議案第 1 0 号 (上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	3 1
・議案第11号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	3 1
・議案第12号(上程、説明、質疑、討論、採決)	3 3
・議案第13号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	3 9
〇閉 会	5 3

令和元年(平成31年)第4回 柳泉園組合議会定例会会議録

令和元年11月22日 開会

議事日程

- 1. 会期の決定
- 2. 会議録署名議員の指名
- 3. 諸般の報告
- 4. 行政報告
- 5. 議案第9号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例

追加1. 議案第14号 議案の撤回請求について

追加2. 議案第15号 柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例

追加3. 議案第16号 柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例

- 6. 議案第10号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7. 議案第11号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 8. 議案第12号 令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
- 9. 議案第13号 平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定

1 出席議員

 1番 野 島 武 夫
 2番 三 浦 猛

 3番 村 山 順次郎
 4番 後 藤 ゆう子

 5番 森 しんいち
 6番 稲 垣 裕 二

 7番 原 和 弘 8番 山 崎 美 和

 9番 清 水 ひろなが

2 関係者の出席

 管理者
 並木克巳

 副管理者
 渋谷金太郎

 副管理者
 丸山浩一

 助役
 鹿島宗男

会計管理者渋 谷 千 春監査委員安 藤 純 一清瀬市都市整備部長佐々木 秀 貴東久留米市環境安全部長下 川 尚 孝西東京市みどり環境部長萱 野 洋

3 事務局・書記の出席

 総務課長
 横山雄一

 施設管理課長
 山田邦彦

 技術課長
 米持譲

 資源推進課長
 濱野和也

 書記
 近藤修一

 書記
 本間尚介

 書記
 川原龍太郎

 書記
 田中佐知

午前10時39分 開会

○議長(三浦猛) それでは、ただいまより令和元年第4回柳泉園組合議会定例会を開会 いたします。議員は全員出席であります。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めております。

○議長(三浦猛) 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月15日及び本日11月22日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番(村山順次郎) 去る11月15日及び本日、代表者会議が開催され、令和元年第4回柳泉園組合議会定例会、その他について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

令和元年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月22日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面の配付をもっての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第6、議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第7、議案第11号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括で上程し、質疑、討論を経て採決を行います。

次に、「日程第8、議案第12号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補 正予算(第2号)」を上程し、質疑、討論を経て採決をいたします。

次に、「日程第9、議案第13号、平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認 定」を上程し、質疑、討論を経て採決をいたします。

また、本日11月22日に開催された代表者会議では、議案の訂正について協議をいた しました。これに伴い、管理者及び助役から発言を求められております。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(三浦猛) 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日 程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

それでは、鹿島助役。

〇助役(鹿島宗男) 大変貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございませんでした。

議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例に誤字がございましたので、訂 正をさせていただきます。

箇所は、6ページ、下から2行目、短期介護休暇の欄、真ん中の列の「無給」の「給」

が「休」になっておりましたので、訂正をいたします。大変申しわけございませんでした。 この経過といたしまして、当組合といたしましては、おととい20日の夕方、誤字を発 見いたしましたが、定例会開会前であったことから、本来ならば早急に議長及び管理者に 連絡しなければならないところでございましたが、当組合の判断で、当日の差しかえの対 応とさせていただきました。議案の重要性に鑑み、問題発覚後すぐに連絡すべきだったと 反省しております。大変申しわけございませんでした。

〇議長(三浦猛) 管理者。

○管理者(並木克巳) 今回の議案に対します誤字の訂正の依頼に関しまして、ただいま助役のほうから経緯は御説明をさせていただいたわけでありますけれども、この取り扱いにつきまして、大変時間をかけて議員の皆様にお願いをする形になりました。結果的に開会時間もおくれてしまうということになってしまいました。誤字をなくすこと、再発防止も当然でありますけれども、このようなことが発生したときの議会の皆様への丁寧な対応というものをしっかりこれからも注意を払ってまいりたいと思っております。このたびは大変申しわけございませんでした。

○議長(三浦猛) それでは、議長より申し上げます。

このたびのこの訂正につきましては、議会軽視にもつながる大きなミスであると考えます。再発防止とともに、連絡体制の徹底、そのようなものにしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

○議長(三浦猛) それでは、「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、野島武夫議員、第3番、村山順次郎議員、以上のお二方にお願いいたします。

○議長(三浦猛) 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでご ざいます。よろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いた します。 ○管理者(並木克巳) ただいま議長のお許しをいただきましたので、改めて、本日、令和元年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げさせていただきます。

また、御案内のとおり、条例 3 件、補正予算及び平成 3 0 年度決算の認定について、 5 件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせてい ただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(三浦猛) 続きまして、「日程第4、行政報告」を行います。
- ○助役(鹿島宗男) それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和元年8月から10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、(1)事務の状況でございますが、8月16日に関係市と構成する 事務連絡協議会を、同月20日に管理者会議を開催し、令和元年第3回柳泉園組合議会定 例会の議事日程(案)等について協議をいたしました。

次に、(2)訴訟の状況ですが、9月27日に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理 事業の契約に係る住民訴訟事件について判決が言い渡されました。

判決の主文としては、1、本件訴えのうち、原告ら6名による第二事件に係る各訴えをいずれも却下する。2、原告らのその余の請求をいずれも棄却する。3、訴訟費用は原告らの負担とする。とされ、当方が勝訴いたしました。

なお、その後、2週間の控訴期間中に、原告らにより控訴されております。控訴審の第 1回口頭弁論期日は、令和2年1月22日(水曜日)午前10時30分に予定されております。控訴内容等につきましては、まだ控訴状が送達されていないため、不明でございます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

次に、2ページ、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでご ざいます。

なお、9月1日付でホームページのリニューアルを行ったことに伴いまして、サーバーを変更したため、8月分のアクセス数が集計できませんので、アクセス件数は未集計となっております。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員に、10月7日、8日及び17日 の3日間、平成30年度の決算審査を実施していただきました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は7件の工事契約と1件の委託契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における構成市のごみの総搬入量は表 4-1 に記載しておりますとおり 1 万7, 9 0 2 トンでございます。これは昨年同期と比較しまして 2 2 5 トン、1.3 %の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは 4 ページの表 4 - 2 のとおり 1 万5, 9 6 6 トンで、昨年同期と比較しまして 1 9 9 トン、1. 3 %の増加、不燃ごみは表 4 - 3 のとおり 1, 7 0 2 トンで、昨年同期と比較しまして 5 1 トン、2. 9 %の減少、粗大ごみは 5 ページの表 4 - 4 のとおり 2 3 4 トンで、昨年同期と比較しまして 7 7 トン、4 9. 0 %の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表 4-1から 5ページの表 4-4 に記載のとおりでございます。

次に、5ページ、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページ、表 5-1 及び表 5-2 は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページの表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期

の総搬入量は1, 3 2 4 トンで、昨年同期と比較しまして6 トン、0. 5 %の減少となっております。

次に、9ページ、2、施設の稼動状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートの状況でございますが、10月に1号炉、共通設備、 汚水処理設備等に関する定期点検整備補修を実施しております。排ガス中のばい煙測定は、 8月に1号炉と3号炉、9月に1号炉と2号炉、10月に2号炉と3号炉で実施しております。下水道放流水測定につきましては、毎月1回実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、12 ページの表 12-1 から 13 ページの表 12-3 に記載してございます。

可燃ごみの内容物調査を新たに記載させていただきました。8月に私車5台、9月に私車3台、10月に私車2台に対して実施しております。さらに、10月には可燃物中の混入不燃物調査として関係市各市ごとに公車・私車各1台ずつ、合計6台に対して実施しております。

なお、既に御連絡済みでございますが、10月9日にクリーンポートごみピット内において火災が発生いたしました。消火用の放水銃によりすぐに消し止められ、幸いにも人的被害も施設の被害もございませんでした。消防機関や警察機関の現場検証の結果、大量の使い捨てライターが発見されましたことから、これらのライターが原因であるものと推測されます。

続きまして、10ページ、表 7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万7, 5 5 8 トンでございます。昨年同期と比較しまして 2 2 8 トン、1. 3 %の増加となっております。

表8及び表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ 排出基準に適合いたしております。表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結 果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

11ページから12ページにかけての表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても、排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2) 不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、5月から引き続き実施しておりました定期点検整備補修が9月に完了いたしました。また、10月にはバグフィルター清掃を実施いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、14ページ、表13、粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,936トンで、昨年同期と比較しまして26トン、1.4%の増加となっております。

続きまして、(3) リサイクルセンターでございますが、今期は7月から引き続き実施 しておりました定期点検整備補修を9月に完了いたしました。また、10月にびん系列の 補修を実施いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表 14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,324トンで、昨年同期と比較しまして6トン、0.5%の減少となっております。

続きまして、15ページ、3、最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は1,780トンで、昨年同期と比較しまして69トン、4.0%の増加となっております。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は173キロリットルで、昨年同期と比較しまして27キロリットル、13.5%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況を詳細に記載してございます。

続きまして、17ページの 2、施設の稼動状況でございますが、今期は 8 月に脱臭塔活性炭交換、10 月にポンプ関係点検整備補修を実施しております。また、定期点検整備補修を部分ごとに、8 月と 10 月に実施しております。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、17ページから18ページにかけて記載しております表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページ、施設管理関係 1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場利用回数は 1.5%、テニスコート利用回数は 1.5%、室内プール利用者数は 7.5%、浴場施設利用者数は 5.6%、トレーニング室利用者数は 41.2%減少しております。一方、会議室の利用時間数は 13.4%増加しております。詳細につきましては、19%一ジの表 19-1% の表 19% の表

20ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、21ページ、(3)施設の管理状況でございますが、浴場施設は改修工事のため、 9月2日から11月30日まで臨時休業をしております。また、10月9日から同月24日までの16日間、柳泉園クリーンポート定期点検整備補修に伴い、室内プールを臨時休業しております。

次に、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、水質基準に適合いたしております。

また、行政報告資料に添付いたしました「クリーンポートの火災について」、「台風 19号による清柳園の一部倒壊について」及び「余熱利用施設における指定管理者導入状 況について」を担当課長から説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○技術課長(米持譲) それでは、行政報告資料 2、クリーンポート(焼却施設)の火災について、既に火災発生時に一報をお知らせいたしておりますが、改めて御報告させていただきます。資料をごらんください。

- 1、発生日時及び2、発生場所ですが、令和元年10月9日(水曜日)午後4時9分ご る、クリーンポートごみピット内でございます。
- 3、経過としましては、クリーンポート中央制御室でごみピット内での火災を検知する警報が上がったため、当時、中央制御室にいる組合運転員3名が5階ごみクレーン室に向かい、ごみピット内で火災が発生しているのを確認いたしました。そのため、直ちにごみピット内を消火するための放水銃及びプラットホーム内にある屋内消火栓により初期消火を行うことで、午後4時25分に鎮火いたしました。その後、消防機関に通報し、消防署員立ち会いのもと、延焼したごみをクレーンでつかみ、ごみホッパーフロアに広げることで、消防機関の現場検証を行いました。その結果、延焼が激しかった箇所から多くのライターが発見されました。これらのライターが原因として、さらにごみ投入時に衝撃が加わることにより、火災が発生したものと推測いたしました。
- 4、損傷等の状況といたしましては、この火災による建物への延焼、機器の損傷及び人的被害はなく、ごみの搬入に影響はありませんでした。
- 5、防止対策としましては、従前と同様になりますが、火災発生後、関係市に対しまして適切な分別収集を文書で依頼するとともに、市民に対して分別の徹底の協力について、 関係市ホームページ及び市報への掲載をしていただきました。また、事業系搬入業者につ

きましても、適切な分別収集の徹底と協力について通知するとともに、当組合でも分別排 出の協力について、ホームページに掲載いたしました。今後、当組合広報誌にも掲載する 予定でございます。

なお、今回の火災の際、消防機関への通報が鎮火後になったことが課題として挙げられます。初期消火に集中したあまり、消防機関への通報を失念したことによるもので、火災発生時の体制が機能しなかったことは反省しているところでございます。これを受けまして、10月24日、11月12日には、ごみピット内での火災を想定した消防訓練を実施し、初期消火、通報・連絡体制の再確認を行いました。今後、このようなことがないよう、再度、通報・連絡体制の再確認と徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

クリーンポートの火災につきまして、報告は以上となります。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、台風19号による清柳園の一部倒壊について御 説明させていただきます。資料の3をごらんいただきたいと思います。

10月15日付文書で第一報につきましては御報告をさせていただいておりますが、その後の状況も含め、改めて御報告させていただきます。

令和元年10月15日午前10時10分ごろ、清瀬市ごみ減量推進課、門田課長、三浦係長が来庁され、清柳園の一部が倒れているという報告がありました。鹿島助役と私で直ちに清柳園に向かい現場を確認したところ、煙突手前の電気集じん機が傾いている状況が確認されました。その際、グラスウール状のものが現場に見られたため、ビニール袋に詰めて持ち帰りました。そして、16日に分析業者にアスベスト含有の分析を依頼いたしました。23日には分析結果が届き、結果、アスベストは含有しておりませんでした。

その後、17日にコーンで周りを囲み注意を促し、26日に鋼板で周りを囲う作業を実施し、安全の確保をいたしました。

また、23日に、清柳園の脇を走っている武蔵野線を管轄する東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社に電話連絡を行い、連絡がおそくなってしまったことのおわびと、東日本旅客 鉄道株式会社の管理していると思われるフェンスに電気集じん機がもたれかかってしまっ ている状況等の説明を行い、メールで写真を送付いたしました。

29日には、東京都多摩環境事務所環境保全課大気係に状況の説明と今後の対策についてアドバイスをいただきに伺い、その場で解体する場合は、飛散防止の対策を行った上で洗浄を行うこと。他の場所に移し解体する場合は、ダクトなどの飛散防止措置を行った上で移動し、ばいじんなどが飛散しない場所で洗浄を行うことが望ましいというアドバイス

をいただきました。

その後、業者との打合せの中で、腐食が著しいため、解体または移動させるために動か すと粉々になってしまう可能性が高いということがわかりました。

これをもって、11月5日に多摩環境事務所に再度電話で相談したところ、ばいじん等のダイオキシン類の測定を行った後に、粉じん等が外部に漏れないような方法で分解し、ダイオキシン類のレベルに応じて、産業廃棄物処理業者または特別管理産業廃棄物処理業者に処理を依頼するようアドバイスをいただきました。

そして、11月9日に、写真にもあるとおり、煙突に固定し、これ以上倒れないように する応急処置を完了いたしました。

現在は、ダイオキシン類濃度の測定及び撤去費用の見積もり徴取等の事務を進めております。

以上で資料3、台風19号による清柳園の一部倒壊についての御説明を終わります。

続きまして、資料 4 、「余熱利用施設(焼却施設)における指定管理者導入状況について」をごらんください。

厚生施設と他の余熱利用施設を比較するため、運営している主な施設、延べ床面積、指 定管理料等を一覧にしてみました。

運営施設につきましては、屋外の野球場、テニスコート等の施設を運営している団体は柳泉園組合と武蔵野市、屋内プールと浴場施設を運営している団体は柳泉園組合と八王子市、その他トレーニング室、多目的体育室等、それぞれの団体が特徴のある施設を運営しております。

次に、延べ床面積で比較をしてみました。ほとんどの施設が厚生施設の倍以上の延べ床面積をお持ちで、比較的近いと思われる施設は、八王子市及び稲城市の施設になるかと思われます。

次に、各施設の指定管理料と、厚生施設の指定管理料を算出する際の参考となる平成30年度の人件費を含む歳入歳出差引金額との比較になります。各施設とも高額であり、厚生施設の額とは大きな差がありました。その中で稲城市の施設が比較的近い額になるのかと思われます。

以上、御説明申し上げましたが、延べ床面積、指定管理料等は、稲城市の施設が比較的近いような施設であると思われますが、運営している施設がおのおの違い、単純には比較できないという印象を持ちました。

また、あわせてシャトルバス等運営の有無につきましても確認いたしましたが、各施設とも運用は行っておりませんでした。周辺に路線バスが通っている、各市が運営されているミニバスのようなものが周辺または施設内にバス停を設置していることなどがその理由ではないかと推察しております。

先日、稲城市のオーエンス健康プラザの状況を視察してまいりました。こちらは、一覧にもありますとおり、延べ床面積、予算、またプールを持っている施設で、柳泉園組合に似ている施設ではないかということで視察に行かせていただきました。プールは25メートルの6コースと厚生施設と同様な施設でありましたが、ほかは、トレーナーがいる、トレーニング機器の充実したトレーニング室、エアロビクスなどを行うスタジオが2室と、柳泉園組合とは違う特色のある施設だと感じました。今回の調査及び視察で、それぞれの施設にはさまざまな特色があり、一概に比較はできないと感じました。

以上、簡単ではございますが、厚生施設と他施設との比較についての説明を終わります。 〇議長(三浦猛) 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) それでは、議長のほうからも御発言がありましたが、議案の訂正ということについては議会運営にかかわることですので、その問題に気づくタイミング、あるいはその内容、議案の性格そのものを変えるような間違いがあったりする場合ももちろん可能性の問題としてはある。単なる今回のような誤字と言っていい内容の場合もあると思いますが、まずは議会運営にかかわることの場合は、議長、副議長に御相談をされるというのが最初の一歩かなと思いますので、その点は私からも御対応をお願いしたいと思います。

1点目の質問ですけれども、先般、10月18日に行政視察に小山広域保健衛生組合の リサイクルセンターに伺ってまいりました。御多用の中、対応された先方の組合の皆さん に感謝の意を表したいと思うとともに、御調整、段取りをとっていただいた職員の皆さん に御礼を申し上げたいと思います。

昨年は山梨のほうに、正確な施設名は言えませんが、最終処分地も隣接する施設に視察に行き、リサイクルセンター、柳泉園組合でいうところの不燃・粗大ごみ処理施設あるいはリサイクルセンターの機能を持つ施設にも行き、ことしは2市2町の一部事務組合で焼却施設はない、いわゆるリサイクルセンターの施設で拝見させていただきました。平成

31年3月に竣工したばかりという新しい施設で、すばらしい施設だなと感じたところであります。

それを受けて、管理者も視察に参加をされていたと思いますので、管理者の受けとめをお聞きしたいということと同時に、毎年の視察の狙いというか、意図みたいなものがどこにあるのかなといつも深く考えてしまうのですけれども、施政方針でも柳泉園組合のリサイクルセンター及び不燃・粗大ごみ処理施設をどうするか、課題としては指摘をされつつ、いつどうするかというところはまだ御説明があるところではないとも思います。一定狙いがあって視察先を選ばれているのだろうなと推察をいたしますが、この課題として指摘をされている老朽化している不燃・粗大ごみ処理施設、これをどうしていくのか。スケジュールを示していただくのがいいのか、あるいは何らかの計画を持って、今どのぐらいの規模の処理施設が必要なのか、あるいは費用はどのくらいかかるのかとか、あるいはどこにとか、いろいろポイント、観点はあるかと思いますが、現状御検討のところでこの課題解決のためにどういう検討がされているのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

2点目は、クリーンポートごみピット内の火災の関係で一つお聞きしたいと思います。 通報がおくれたというところは、これはもう既に一定整理をされているところだと思い

ますので、これはそのように拝聴いたしました。クリーンポートのごみピットに持ち込まれるごみというのは非常に多種多様で、さまざまなものが持ち込まれていて、本来望ましくないものもある程度持ち込まれているのではないかなと思います。一方で、クリーンポートとして最大に問題なのはやはり水銀でありますし、次に今回のような使い捨てライター、可燃性のもの、こういうものが持ち込まれるとトラブルにつながる。しかもそれが大量にということなると、課題だということだと思います。

クリーンポートのごみピットに廃棄物を持ち込む方法は3つあって、いわゆる公車、一般廃棄物を行政収集で収集して持ち込まれるごみ、2つ目は私車と呼ばれる事業系ごみを業者さんが持ち込まれるごみ、3つ目は、これは一般廃棄物が主だろうと思いますけれども、各御家庭からマイカー等で持ち込まれるごみ、この3通りだろうなと思います。

この大量のライターがどういうふうに入ってきてしまったのか、ここの検証はなかなか難しいことだろうなとは思うのですが、一方で、しようがないということで受け入れてしまうものでもないと思いますので、原因について、経路と言ったほうがいいですかね、についてどう考えられているのかということと、それに対する対応をお考えのところがあれば、お聞きをしたいと思います。

とりあえず2点でお願いします。

○総務課長(横山雄一) まず 1 点目の視察の狙いでございますが、狙いにつきましては、 現在、不燃・粗大ごみ処理施設が老朽化しておりまして、更新を考えております。そのた めに先進施設を視察して、参考にしていただきたいというものでございます。

また、計画等につきましては、現在、内部で大まかな費用、概算の費用と期間を計画中でございます。そちらにつきましては年度内にお示しできればなと考えております。その後、関係市と協議をしていって、具体的に規模や費用、期間を決めていきたいと考えているところでございます。

○管理者(並木克巳) 今回、視察に同行させていただいた件で、管理者としての受けとめということであります。先ほど担当のほうもお答えさせていただきましたけれども、最新鋭の施設を見させていただきまして、いろいろな動線であったり、随所に工夫をされているなと思いました。最後のほうで質問をさせていただいて、分別の状況というのは、やはりまだまだ努力が必要だという話もあったりということで、あそこは複数の自治体にまたがって受け入れているところで、多種多様な受入れ方をしていることも大変苦労があるだろうなと感じたところでありますけれども、やはりそのような市民の皆様との連携というのも大切だなと感じたところであります。

○技術課長(米持譲) ごみピット内の火災について御説明いたします。

今回、クリーンポートごみピット内に通常入ることのない多くのライターが搬入されたことが原因で火災が発生したものと推測しております。このようなことが不燃・粗大ごみ処理施設を含めまして毎月のように起こるようならば、もっと頻繁なごみの展開調査や人員を増員しての手選別等を行うことには効果があると思いますが、私どもはやはりこれ以上の費用をかけることよりも、もっと市民及び事業者の分別収集について、常日ごろからモラルに訴えていくことが大切であると考えております。そのためにも関係市と協議しながら連携をしまして、市民に対しまして分別の徹底の協力及び事業系搬入業者におきましても適切な分別収集の徹底の協力を周知していきたいと考えております。

現在、火災後ですけれども、徹底しているところは、私車搬入時におきまして、受付において有害物、危険物等の持込みの有無につきまして、その都度、口頭で聞き取りを行っている状況でございます。また、プラットホームにおきましても、ダンピングボックスでの搬出のお手伝いをしながら確認をしております。なお、ホームページ掲載文書、事業系搬入事業者向けの文書を受付窓口に提示いたしまして、搬入不適物への周知を図っている

ところでございます。

○資源推進課長(濱野和也) 先ほど総務課長のほうから更新に関しまして御説明したところですが、ではなぜ、昨年、ことしと、このような施設を皆様お忙しい中、行政視察ということで行ったかという内容についてですが、例えば柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設は既に建設以来44年が経過しております。最新の施設ということで、現状の柳泉園組合の施設とはどこが違うか、どのようなところが参考になったかというところを少し御説明したいと思います。

まず、事故の防止策としまして、設備面におきましては破袋機という機械がありまして、 自動で袋を破く機械を使用することで、次の手選別ラインでより多くの袋の中の確認が可 能となり、爆発の原因となりますガスボンベやスプレー缶の発見がしやすくなります。

次に、柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設には、破砕機が高速回転の1機のみでありますが、視察先の施設には高速回転式の前に低速回転式の破砕機があることで、ごみにスプレー缶等が混入しても低速回転ですので、今まで柳泉園組合で発生したような爆発事故の防止にもつながるという設備がございます。

次に、事故の対応策的なものですが、ごみを処理する各ラインには多くの煙感知器や炎感知器及び消火配水等の設備があることから、早期にそのような事態の発見が可能となりまして、素早い行動に移せるなど被害の拡大を防ぐことが可能となっております。柳泉園組合におきましても、今後の更新の際にはこのような、もちろん設備を備えることで、より安心、安全な、そして安定的に処理が可能な施設、周辺環境に配慮した施設等を目指して行っていければと考えております。

○3番(村山順次郎) 先ほど最初の質問で言わなければいけなかったのですけれども、 行政報告資料のところで組成分析についての実施状況を書き加えていただいておりまして、 これは御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、リサイクルセンター、不燃・粗大ごみ処理施設の更新に関して、年度内に費用等の概算、大まかなところをお示しいただけるという御答弁でありました。それを待つというのが私は正しい姿勢なのだろうと思うのです。

少し議論させていただきたいのですけれども、いつというところでお聞きをしたいのですね。組織的に柳泉園組合としての制約があることとして2つ思いつくのですけれども、1つは財政フレーム上からの制約というか要素。柳泉園組合としてその建物を更新するということになると、非常に大きな、私の想像では数十億円規模の費用が必要になるだろう

と思います。そうすると、よく考えてそれを実施しないと、ある年度に3市に負担金が回っていくというふうになりかねない。そうすると柳泉園組合の財政フレームをにらみながら、いつやるのが適当かとうところ、いつまでにやるのが適当かという言い方のほうが正しいと思うのですが、そういうものが必要になるだろうなと。そうすると、私の想像ですが、最低限、改めて聞くことではないかもしれませんが、クリーンポートの更新よりは前倒しでやる必要があるという理解でよいのかというのが1つであります。

もう1つは、44年たっているという御説明がありましたが、いつまでにやらないといけないのか、施設的な期限というのですかね、もうこれ以上は使えないよという要素があるのか。私が想像するに、いつやるのかということの判断、考える条件はその2つぐらいしか思いつかないのですが、ほかにもしスケジュール的な制限を加える要素があるなら、それもお示しいただきたいと思いますが、その2点について少しお考えをお聞きしたいと思います。

それと、少し具体的に議論したいと思います。私車の産業廃棄物の関係で、組成分析の充実をということで前回質問させてもらったので、ここは繰り返しません。今回お聞きしたいのは可能性の問題なのですけれども、市民の方がマイカー等で持ち込まれるごみの中に、例えば水銀を含むもの、あるいは何らかの可燃性のガス等を含むものがないようにしてほしい、これが組合の立場だろうと思うのです。ただ、私もここの市民でいますので、何度か私事で持込みをさせてもらいましたが、検量のところで手続をするのですけれども、あまり情報提供、こういうものは持ち込んでもらっては困りますとか、あるいは点検のような、チェックを受けるような、あるいは、こういうものは入っていませんねという問いかけがあったかというと、そうでもないと思います。また、悪意がない方にとっても、こういうものは持ち込めませんという情報提供は、もう一歩やっていただいたほうがいいのではないかなと思います。

1点だけ言えば、柳泉園組合のリニューアルしたホームページ、すばらしいなと思って 拝見しておりますが、ここの持込みごみというところに、持ち込めないものという項があ るのですけれども、そこに水銀を含むものと。あまりに当たり前過ぎて書かないのかもし れませんが、ここにやはり持ち込むべきでないものの筆頭に水銀を使った体温計ですとか 血圧計みたいなものをまず書くと。それがどの程度抑止力になるかわかりませんが、少な くともモラルの問題、それを周知していくべきということであれば、まずそこにそういう ものを書くのがいいと。プリントにして配るなり、ポスターにして掲示するなり、実際持 ち込まれる方が持ち込むときに、これはごみピットに入れてはいけないんだというものが 伝わるような手だてということを図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長(横山雄一) それでは、1点目の不燃・粗大ごみ処理施設の更新の時期ということでございますが、村山議員がおっしゃったとおり、財政フレーム及び関係市の負担金を考慮した上でやはり計画を立てていかなければいけないと考えております。それには施設整備基金への積み増し、また補助金、起債などを考慮した上で、なるべく負担金が増額にならないような形が一番いいのかなとは考えております。クリーンポートの更新との兼ね合いですが、クリーンポートの更新より前には実施したいと考えております。

○技術課長(米持譲) 私車の搬入の件でございますが、議員のおっしゃるとおり、現在ホームページでは、そもそもお持込みできないもの、今回のライター、以前起こりました水銀等は記載してございません。ですので、今回お示しいただいたように、今後、そもそも入れてはいけないものですけれども、本当に私どもでも入れてほしくないということがアピールできるような掲示、またはホームページでの記載を少し検討していきたいと思っております。

○資源推進課長(濱野和也) 現状の不燃・粗大ごみ処理施設に関しましては、毎年、定期点検整備補修、その他整備関係の補修をやっておりますので、現施設においてすぐにどうのこうのということはございません。ただ、先ほど総務課長の答弁のように、今後、先のこと、計画等を考えますと、やはり先ほど村山議員が言われたように、クリーンポートまでとかそのようなことはないように、負担金の関係もございますので、その辺は他施設を参考に年度内に、こういう施設つくるとどのくらい費用がかかるのだとか、あるいはそのようなことを行動に移すためにはその前にどのようなことを何年かけてやるのかとか、そういうスケジュール的なところも調査して御報告できればなと考えております。

○3番(村山順次郎) ありがとうございます。リサイクルセンター、不燃・粗大ごみ処理施設の更新は、柳泉園組合としては非常に大きなプロジェクトになることであることは間違いなかろうかと思います。今回議論しませんでしたが、3市のごみ量がどういうふうに推移していくのかとか、いろいろ検討するべきファクター、条件はいろいろあるかとは思います。ですので、基本的には御提案を待ちたいと思いますが、3市の非常に大きなお金がかかる問題でもありますので、その点も少し御考慮いただきながら検討いただければなと思います。

それで、今回、市民の持込みごみという観点でお聞きをしましたが、やはり安定的な処

理という点でいえば、一番怖いのは水銀だろうと思います。これもかなり対策が進んで、また関係3市の取り組みもあって、地域内にある水銀自体がかなり減ってきているのだろうなとは思いつつ、一方で柳泉園組合としてできること、柳泉園組合としてするべきことは、よくいろいろな点を点検していただいて、とれる手だてはしていただきたいと。あわせて、ガス、可燃性のもの、そういうものがごみピットに持ち込まれないような、いろいろな経路があると思いますけれども、その経路において周知を図っていくというところは、柳泉園組合としてできることをしていただくと同時に、関係3市との連携、これも一歩二歩と具体化していっていただければなと思います。

- ○議長(三浦猛) ほかにいらっしゃいますか。
- ○4番(後藤ゆう子) 私からは、行政報告資料の3つ目の、台風19号による清柳園の 一部倒壊について質問させていただきます。

先日、清柳園を見させていただきました。応急処置中というところでこのオレンジの、写真、13ページにあるように、こんな状態で、台風の風向きとか風の強さによっては、電車の線路内に何か飛散する可能性もあったのかなという深刻な状況だと受けとめました。昨年の施政方針の中にも、管理者のほうから清柳園の解体方法であるとか、土地の利用についても、構成3市と話し合っていくという記載があったと思うのですけれども、これもいよいよ待ったなしなのかなと私個人的には思いました。それで、先ほども撤去の費用の見積もり等を依頼しているという御説明がありましたけれども、これについてもいよいよいつまでに解体する、撤去する、その跡地についても考えるという、日を決めてロードマップというか工程表みたいなもの、これも多額の費用が必要になると予想されますので、これについてももう少し、昨年の施政方針であそこまでの記述がありましたので、今後、もう少し一歩進んだ、いつまでにどうしていくのかとかというものを表明していただきたいと思うのですけれども、それについての現在のお考えをお聞かせください。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、お答えさせていただきます。

まず、安全の確保のためにも、現在傾いている電気集じん機の部分は早期の撤去が必要であると考えております。そのため、先ほど御説明申し上げましたが、来年度に撤去を行うべく、東京都多摩環境事務所の指導により、煙道、集じん機内部のダイオキシン類濃度の測定と撤去費用の見積もり等を、今、事務として進めているところでございます。

もしダイオキシン類の測定をいたしまして、ダイオキシン類の濃度が3ナノグラム以下 だった場合は、産業廃棄物として処理を行ってまいります。3ナノグラムを超えていた場 合は、特別管理産業廃棄物として処理を行ってまいります。いずれの場合でも、分解する際には粉じん等が外部に漏れない方法で分解し、工場まで搬出し、処理をいたします。

清柳園全体の解体につきましては、東京都による現在使用している搬入道路も含めた河川改修工事が予定されているようなので、その進捗も見ながら、東京都、清瀬市及び東日本旅客鉄道株式会社八王子支社などと十分な協議を行い、スケジュールを決めて進めていきたいと考えております。

○4番(後藤ゆう子) わかりました。それで、解体について、私たち議員のかかわりとか状況がどういうふうになっていくのかというのが私もどういうふうに進めていったらいいのかわからず、まず調査とかプロジェクトを立ち上げるのか、どのようなメンバーで考えていくのか、3市にかかわりますし、場合によってはまた負担金、これに対して何かあそこを除却するのに使えるような補助金があるのかというのを思いつきませんけれども、何かやはり通常の柳泉園組合の業務以外のところでもきっちりと話し合う必要があると思うので、解体に向けてのプロジェクトとか検討委員会みたいなものを立ち上げたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺のところに何かお考えというものがあるのでしょうか。通常の関係市のいつも定例会前とかで行っている、あれだけで話し合っていくものなのかも含めて、何か現在お考えがあるのかという1点だけ確認させてください。

委員会等の立ち上げということは今のところはまだ検討いたしておりません。と申しますのも、やはり今回の電気集じん機が傾いてしまったことによって急激に動き始めたようなところがございますので、全くその辺はまだ考えておりません。ただ、議会の皆様への御報告などということにつきましては、やはり予算を伴うものでございますので、予算を立てた段階で議会のほうできちんと御説明をさせていただいて、その上で解体工事に向かっていければと考えております。ただ、何分、先ほど申し上げましたように、東京都の河川工事の予定などが入っておりますので、スケジュール的にはそちらのほうを見ながら考えて、また議会のほうにも御報告をしながら決めていきたいと考えております。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、御答弁申し上げます。

○4番(後藤ゆう子) わかりました。河川の改修があるというところで、スケジュール もそれにかかわってくるということはわかりました。ただ、やはり実際に見させていただ いて、こんな長期間、公の仕事をしている柳泉園組合の持ち物として、あのようなものを 放置していくのは本当によくないと私自身は思っておりますので、できるだけ早急に清柳 園の今後については、今どの段階を検討しているというのがわかるようなものを議会の折 にでも出していただければ、御報告いただければと思いますので、その点をお願いして質問を終わります。

○資源推進課長(濱野和也) 申しわけございません。 1 点ほど、先ほどの不燃・粗大ご み処理施設の更新に関して補足させていただきます。

まず、こういう施設をつくる際には、それぞれ関係市のほうでどのくらいの方が住まわれているかということで、人口等、そのようなものも基準になります。現在、一般廃棄物処理基本計画というのがございます。それが、今回直近のもので平成28年度に作成しておりますので、次回が5年後ということで、令和3年度に今度は新たな一般廃棄物処理基本計画を策定ということになりますので、このときに記された関係市の人口等を考慮しながら施設規模を考えていく必要性があろうかと思いますので、先ほど今後のスケジュール及びどういう施設かという予定に関しましては、本当に大変申しわけございませんが、概算という形になりますので、一言お知らせしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(三浦猛) 村山議員に対する補足説明ですね。
- ○資源推進課長(濱野和也) 大変申しわけありません。
- ○議長(三浦猛) ほかに質疑ございますか。
- ○6番(稲垣裕二) それでは、まず、行政報告で火災の報告がありました。今後の対応についてはもう御説明をいただいたので、そのことをお聞きするわけではありませんが、今回の事案で消防署への通報がおくれたという、結果的にここに起こっているわけです。それと、それにあわせて行政報告の3番目の台風19号、これについても実際には台風が起こったのは10月12日であって、それがわかったのが清瀬市の職員さんからのお知らせで10月15日、3日後に初めてそれで認識をしたと。なおかつ、これが隣地のJR八王子のほうにはみ出してしまって、そのJRに連絡したのが約10日後だと。あわせて、冒頭で村山議員もおっしゃられていましたけれども、今回の議案の訂正について、おとといわかっていたのにもかかわらず、議会で何ら報告をしていない。

この一連のことを見ていくと、組合内として職員の事案に対する意識づけ、これを通常 どうされているのかですね。これだけ、きょうたった1日のこの定例会の中だけを見ても、 大きな事案で重なってきています。このことについてどのように日ごろ対応しているのか、 まずはこれをお尋ねさせていただくのが1点目です。

それから2点目として、ただいま後藤議員からも御質問ありました清柳園の件です。 実は、恥ずかしながら私はこの2月に柳泉園組合に来るまで、清柳園という存在を全く 知らなかったのでびっくりしている、恥ずかしい話なのですが。それでお尋ねしたいのは、さまざまな理由、搬入道路や河川改修、あるいはJRと清瀬市さんとの都合があるということで、今後計画をしていくのだということですが、東京都なのか埼玉県なのかわかりませんが、河川改修について年次計画が一体どうなっていて、御説明の中で、河川改修があるので全体の取り壊しができないのだと、こういう御説明だったのですが、河川改修がどうこの取り壊しにかかわってきていて、河川改修の年度計画事業は一体どうなっていて、結果、いつからだったら携われるのか、このことについてもう少し詳しく御説明をお願いします。

○助役(鹿島宗男) まず 1 点目の、我々のこの事務に対する今回の不祥事も含めて、大変申しわけございませんでした。

柳泉園組合といたしましては、今回のことに関しまして本当に大変申しわけなく思っておりまして、決して議会を軽視していたり、また火災のことにつきましても、日ごろ防火訓練をしておりまして、すぐに通報するという訓練をしていたのですが、それぞれのときに実際火災が起こったときの対応があまりうまくいっていなかったということで、今回、後ほどまた課長からも詳しく御説明させますが、今後の対応については十分注意してまいりたいと考えております。また、今後このようなことが二度とないように、我々のほうでも処置してまいります。まことに申しわけございませんでした。

- 〇技術課長(米持譲) 火災の件になりますが、当日、火災発生時に柳泉園組合職員が中央制御室からごみクレーン室に全員が移動いたしまして、初期消火から鎮火までの一連の 行為を行いました。
- ○6番(稲垣裕二) 個別具体のことを私は言っているのではなくて――ごめんなさい、 まだ指名されていないのに。
- ○議長(三浦猛) 一連のそれぞれの報告がおくれるのは内部でどんな要因があるのか、 どうしてなのかということですね。
- **〇助役(鹿島宗男)** まず火災については、今後このようなことがないように、現場とそれから我々職員との間で連絡体制の見直し等を行っております。

清柳園についてでございますが、現在、我々のほうでは定期的に年4回、見回り等を行っているのですが、今回、定期的な見回り以外に大きな災害が起こったときに、私どもも本当に清柳園のことを頭になかったわけではないのですが、今回は見落としてしまったということを深く反省しております。今後、大きな災害があったときには、必ず清柳園の

ほうも私どものほうできちんと確認してまいりたいと思っております。そういうところで、 連絡、それから見直し、今回の不祥事に対してのさまざまな失敗に関しては、私どもで早 急に改善してまいりたいと思っております。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、清柳園の解体と河川改修についてどのようなか かわりがあるのかという御質問だったと思うのですが、現在、私どものほうにはまだほと んど情報が入っておりません。今、埼玉県側ですか、柳瀬川の下流のほうになるのでしょ うか、下流のほうから順次河川改修を進めておりまして、いずれ清柳園の脇の柳瀬川の部 分も改修になるだろうと。その際、どのような改修になるのか、全く清柳園の敷地に関係 なく改修が行われるのか、また何がしかかかわってくるような部分があるのかという、そ のようなこともまだつかめていない状況でございますので、そのようなことをまた情報収 集を行いながら、また清柳園に全く関係がないということであれば単独で進めることもで きるかと思うのですが、何かしらかかわってくるこがあると、またそちらとも調整が必要 になってくるということで、今そのような状況で情報を収集しているところでございます。 ○6番(稲垣裕二) まず、助役、1点目は別に個別具体のことを私は対応を聞いたわけ ではなくて、組合内における、日常業務はもちろんなのですが、何か事が起こったときに しっかりとした意識づけを持つように、再度、助役から職員の皆様方に達しを出していた だくとか、あるいは研修というと少し大げさかもしれませんけれども、そんなことを対応 していただけたらということで申し上げましたので、ぜひよろしくお願い申し上げます。 それから2点目のことについてです。河川改修がどうかかわるので全体の取り壊しがと お尋ねをしたら、情報がないということではないですか。情報がないのになぜ河川改修が ここにかかわってくるのですか。これはめちゃくちゃな話です。それは関係ない話ではな いですか、河川改修というのは。ではなくて、今この建物が危機的状況にあるのならば、 これに対してどう対応するかです。それを今できない理由が河川改修というのは明らかに おかしな話です。お尋ねしたら、情報はないし、いつやるかわからない。だったら、早く これをどうするかをしっかりと柳泉園組合として年次計画を立てるということをするべき

電気集じん機というのは来年度ですか、これはやりましょうと、こういうことなのです けれども、本体の軀体のほうは結局わからないのだけれども、川がどうなるかわからない からとりあえず放っておこう、こういうふうに聞こえてしまうのですよ。これは一体どう

ではないでしょうかね。今立てられないという理由がなくなっているわけです、今の御答

弁だと。

いうことなのでしょうかね。もう一度お尋ねします。

○助役(鹿島宗男) 河川工事につきましては、今課長からお話があったのですけれども、河川改修が今回の清柳園に入ってくる搬入道路に関係しているところが河川改修の区域だということはわかっております。それで、搬入道路が河川改修区域なので、その辺のところの利用形態について、現在、清柳園自体は柳泉園組合としては利用していないのですが、清瀬市さんには利用していただいております。今後、あの土地をどういうふうにするのかということも含めて、清瀬市さんと話をしなくてはいけないと思っているのですけれども、それにあわせて、河川改修が早急に始まるということだけは情報として得ていますので、その河川改修が始まる時期までには清柳園を何らかの形で撤去していかなければならないということで、現在、計画を進めているところでございます。

具体的な計画といいますと、今年度中にまずダイオキシン類測定をいたしまして、先ほど課長がお話ししたとおり、ダイオキシン類の残留量によって処理の仕方が少し変わりますので、その処理の仕方によって令和2年度に今回の電気集じん機について、早急に撤去工事をしてまいりたいと考えております。残りの土地については令和2年度以降に、財政フレームの話が先ほども出ておりましたが、撤去工事に建物だけで、概略の見積もりなのですが、1億円以上かかるという概略が出ております。今後、それについて建物以外に土壌の関係もございますので、その辺のことも調査しなければなりません。現状で、例えば柳泉園組合第二工場を撤去したときには、建物のほかに土壌をかなり入れかえなければならないという工事がございました。そういうものを検討していかなければならないのですが、いろいろ課題がある中で、例えば不燃・粗大ごみ処理施設の建て替えも含めて、今後財政フレームも検討していかなければならないので、我々柳泉園組合といたしましては、まず令和2年度に早急に今危険な部分を撤去し、それから河川のこともありますので、それにあわせて令和3年度以降の工事について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○6番(稲垣裕二) ただいま助役から御説明をいただきました。きょうの段階では河川 改修の年次計画も実はあまり把握をされていない、近いうちにやるのだという、お話から 聞くとそれだけなのです。それが解体工事にどう影響するのか、これがよくわからない。 その辺も含めて、いま一度整理をかけていただいて、きょうの段階はとても無理だという ことなのでしょうが、次の議会、あるいは何かの機会にしっかりと御説明をしていただけ るように進めていただきたいということだけを要望して、私の質問を終わります。

○議長(三浦猛) ほかにございますか。

お願いします。今の関連ですけれども、清柳園なのですが、危機感 ○8番(山崎美和) がどれぐらい皆さんお持ちなのかなというのを考えるのですね。今回、台風19号では、 柳瀬川はかなりの水位まで行って、清瀬市は避難勧告も出したわけですね。柳瀬川の水位 は一番高いときが夜の9時過ぎだったのですけれども、少し向こうのほうになりますけれ ども、柳瀬橋で危険水域まであと40数センチというところまで行っていた状況ですね。 清瀬市が避難勧告を出したのはこれで2回目ですけれども、これからの気象状況を見ると、 これから水害がどうなっていくかわからないというところの、その柳瀬川のもう本当にす ぐほとりにあるところ、しかもそこがダイオキシン類が懸念というか、確実にあるという 建物がずっと放置されているわけです。これは、今回の水害では柳瀬川水域はあふれませ んでしたけれども、もし何かがあったときに、そこがどうなるかということの被害想定も しっかり持たなければいけないぐらいではないかなということを私は感じております。な ので、今おっしゃっていましたけれども、今後の計画を立てていくのですけれども、今後 の財政のことを考えるとかなり長期になるのだろうなと思います。その長期を待つのでは なくて、危険がどういうところにあって、そういうところについては、いつまでに解決で きるかというのをしっかり検討を急いでしなければいけない問題ではないかなということ を考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○助役(鹿島宗男) 現在、山崎議員のおっしゃるとおり、私どもも15日、月曜日に現場に行きまして、河川の水位がかなり上がってきたということは現場を見て確認しました。 跡が残っておりましたので、水位がかなり高くなったということはわかりました。

今後のことですが、何度も申し上げますが、やはり河川改修の絡みとそれから財政フレームの絡み、この2つを我々のほうでよく検討した上で撤去を始めなければいけないと思うのです。先ほど申し上げたとおり、建物だけでも1億円以上かかりそうなので、今後どのぐらい深くまで土壌を入れかえなければならないのか、例えば先ほど例に挙げました柳泉園組合第二工場の場合は、土壌のかなり深いところまで撤去したということを聞いておりますので、私どももそこら辺のところを懸念しているところでございます。今後、調査等にどのぐらいの費用がかかり、予算のことも含めていろいろ検討していかなければならないと思っております。

○8番(山崎美和) 同じことを繰り返されているのですけれども、それに加えてという ことで、例えば災害のときにどうなのかというので、今までだと災害を想定しないで、清 柳園も年4回見回りしていますとおっしゃっていますけれども、本来ならばそういう災害が来るとなったときに、事前に被害想定をしっかり立てていれば、では、被害を最小に抑えるためにこういう防災措置をとりましょうということもできるはずなのですね。でも、今の状態だとそれも考えることもできない状況だと思うのです。なので、そのような対策がとれるような検討はすぐにでも始めてやっていっていただかないと、あの周辺には住宅がたくさん建っているのですね。そういうところにまで広がるようなことがあったら大変なことですので、早急にその検討はしていただきたいと思います。

- ○助役(鹿島宗男) 議員のおっしゃることもよくわかりますので、我々としてはまず 我々が今やらなければならないこと、まずは傾いてしまった集じん機を早急に撤去いたし まして、今後の計画を早急につくってまいります。
- ○8番(山崎美和) ありがとうございます。ぜひ被害想定をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長(三浦猛) 「日程第5、議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が創設されたことから、条例を制定するため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明をいたします。

当組合におきましては、現在、検量及び厚生施設の受付に従事する嘱託員を対象とし、 パートタイムとして採用いたします。

1枚めくっていただきまして、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例でございます。

まず、第2条(身分)につきましては、一般職の非常勤職員となります。

第3条(会計年度任用職員の職)は、第1号から第3号に記載のとおりで、当組合においては、第2号の比較的軽易な事務、労務作業等を行う職務で予定しております。

第4条(任用)については、原則公募とし、選考による能力実証の上、任用いたします。 第5条(欠格事項)につきましては、記載のとおりとなります。

第6条(任用期間)は、採用の日から会計年度の末日までとなります。

次、2ページ、4回まで更新が可能となります。更新の際は、人事評価結果等を参考に いたしたいと考えております。

第7条(解職)は、各号に該当するに至った場合は職を解くことができることを規定しております。

第8条(服務)については、基本的に地方公務員法の服務規律が適用となります。

第9条(勤務時間)は、常勤の一般職の勤務時間を超えない範囲としており、当組合においては1日7時間45分、1週間当たり31時間以内を予定しております。また、勤務が6時間を超える場合には、60分の休憩時間を付与することになります。

第10条(年次有給休暇)については、労働基準法に準じて付与いたします。

第11条(年次有給休暇以外の休暇)は、別表第1に記載しておりますので御参照いただければと思います。一般職員に準じたものとなっております。

第12条(休業)については、育児休業、介護休業等を規定し、別表第2に記載しておりますので御参照ください。

第13条(報酬)は、月額、日額、時間額により支給することとし、当組合においては 時間額で支給をいたします。報酬額につきましては、現在検討中でございます。

第14条(費用弁償)は、一般職同様に、出張した際は旅費を支給いたします。また、 通勤に要する費用を通勤費として支給いたします。

第15条(期末手当)は、支給の対象となり、6月及び12月に各1.3月、年間2.6月を支給いたします。

4ページに参りまして、第16条(公務災害補償等)では、通勤及び公務上の災害に対する補償は、労働者災害補償保険法の定めるところによることとなります。

第17条(社会保険等)については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによることとなります。

第18条には研修、第19条には健康診断、第20条には被服の貸与をそれぞれ規定し

ております。

なお、詳細の規定につきましては、規則等で定めることとしております。施行は令和 2 年 4 月 1 日となります。

補足説明は以上でございます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。 ここで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。
ここで再度休憩いたします。

午後 1時00分 休憩

午後 2時40分 再開

- ○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。
- ○管理者(並木克巳) 大変お時間を頂戴いたしまして、申しわけございませんでした。 議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例について、ただいま提案させて いただいたところでございますが、数カ所に及び誤字等があったことから、再度精査する 必要があると判断し、大変申しわけございませんが、撤回をさせていただきたく、お願い 申し上げます。
- ○議長(三浦猛) ここで休憩といたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。

休憩の間、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員、村山順次郎 議員に報告を求めます。

○3番(村山順次郎) ただいま休憩中に代表者会議が開かれましたので、御報告いたします。

「追加日程第1、議案第14号、議案の撤回請求について」の承認を審議いたします。

次に、「追加日程第2、議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例」 を上程し、質疑、討論を経て採決をいたします。

次に、「追加日程第3、議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例」を 上程し、質疑、討論を経て採決をいたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) それでは、関係書類の配付をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。

ここで先ほどの代表委員報告に対する質疑に入りますが、質疑のある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。さきの代表委員の御報告のとおり、追加日程の審議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 異議なしと認めます。

○議長(三浦猛) 追加日程第1、11月22日、柳泉園組合管理者から提出された議案 第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の撤回請求について、11月22日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。議案の撤回請求についての日程を追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 議案第14号、議案の撤回請求についての日程を追加し、議題とする ことに決定いたします。

柳泉園組合管理者からの議案第14号、議案の撤回請求についての理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第14号、議案の撤回請求について。議案第9号、柳泉園組 合会計年度任用職員に関する条例について複数箇所に誤りがあったことから、再度精査す るため、一度撤回させていただきたく上程させていただくものでございます。

数カ所に及ぶ誤字等により、議会運営に多大なる御迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。今後このようなことがないよう、徹底させていきたいと考えております。 私を含め、助役及び総務課長についても厳正に処分を行いたいと思います。

詳細については、助役より説明をさせていただきます。

〇助役(鹿島宗男) 大変貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございませんでした。

今回の議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の別表第2、別表第3及 び別表第4に誤字等がございましたので、今回撤回を提案させていただきました。議案を 提出するに当たりまして、十分な精査を行わなければならないところでございますが、見 落としが発生してしまい、このような結果となってしまいました。一度提出した議案を撤回するという事態に至りましたことにつきまして、責任を感じております。大変申しわけ ございませんでした。心よりおわび申し上げます。

○議長(三浦猛) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号、議 案の撤回請求については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議ないものと認めます。議案第14号、議案の撤回請求については、これを承認することに決定いたしました。

○議長(三浦猛) 「追加日程第2、議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例」の日程を追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議ないものと認めます。議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬 の特例に関する条例の日程を追加し、議題とすることに決定いたします。

「追加日程第2、議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第15号、提案理由の説明を申し上げます。

本議案については、議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例に誤字等があり、議会に多大なる御迷惑をおかけしたことに、管理者としての責任を痛感し、おわび

するとともに、管理者報酬の減額をするため、提案するものでございます。

減額は、報酬額の5%で1カ月とするものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(三浦猛) 補足説明はありますか。
- ○助役(鹿島宗男) ありません。
- ○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例の質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

これより議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例に対する討論をお 受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例を採決いたします。 原案に賛成の方の挙手を求めます。

[替成者举手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第15号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 次に、議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例の日 程を追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議ないものと認めます。議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例の日程を追加し、議題とすることに決定いたします。

「追加日程第3、議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第16号、提案理由の説明を申し上げます。

本議案については、議案第9号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例に誤字等が

あり、議会に多大なる御迷惑をおかけしたことから助役の給料の減額をするため、提案するものでございます。

減額は、給料額の5%で1カ月とするものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例の質疑をお受けいた します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例を採決いたします。 原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第16号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 続いて、「日程第6、議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例」と「日程第7、議案第11号、柳泉園組合職員退職手当支給 条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括審議いたしたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

〇管理者(並木克巳) 議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、いずれも成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関

係法律の整備に関する法律第44条の規定により、地方公務員法の一部が改正され、同法第16条第1号に規定されている「成年被後見人又は被補佐人」が削除されたことから、引用している条文を整備するため、御提案申し上げるものでございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と議 案第11号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を一括してお 受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) 関連があるかどうか不確かで聞くのですけれども、先ほど組合のホームページを拝見しておりましたら職員募集のページがございまして、そこの備考欄のところに「以下の者は応募できない」という記述があって、そこに「成年被後見人」という記述があったのですね。これは条例で規定する文言ではないのかもしれないのですが、本議案、その後11号というのもあるのですけれども、この条例改正でそこにも影響が生じるのか、あるいは、あそこの募集に関する記述については条例で規定するものではないものなのか、あるいは法律の改正がございましたので、それへの反映というのもどこかのタイミングで行うものなのか、お伺いします。

○総務課長(横山雄一) 採用の関係でお答えいたします。

12月14日が施行日でございますので、それ以降につきましては反映をさせていただきたいと思っております。

- ○3番(村山順次郎) 結構です。
- ○議長(三浦猛) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と議案第11号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採 決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第11号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する討論を お受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第11号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第11号、柳泉園組合職員退職手 当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 「日程第8、議案第12号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合 一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○**管理者(並木克巳)** 議案第12号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計 補正予算(第2号)の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じましたので、現予算の総額 25 億4, 644 万6, 00 円に対し、歳入歳出それぞれ 1 億1, 267 万7, 000 円を追加し、予算の総額を 26 億5, 912 万3, 000 円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ1億1,267万7,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

事項別明細書、2の歳入でございます。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は1億1,267万7,000円の増額補正でございます。増額の主な理由といたしましては、歳入のごみ処理手数料、資源物売り払い及び電力売り払い代の増加、また歳出の光熱水費や契約差金等の不用額によるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

3の歳出でございます。まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 総務管理費、節 2 5 積立金は、説明欄記載の施設整備基金積立金5,6 0 0万円の増額でございます。基金への積み立てに関しましては、剰余金 1 億1,2 6 7 万7,0 0 0 円のうち、2 分の 1 に相当する 5,6 0 0万円を積み立てさせていただくものでございます。この積み立てによりまして、施設整備基金の年度末残高見込みは約 6 億 9 0 0 万円となります。

次に、款 5 予備費、5,667万7,000円の増額につきましては、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)の質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○6番(稲垣裕二) それでは、何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、10ページ、11ページで、繰越金ということで、今回補正額が1億1, 267万7, 000円ということで御説明をいただきました。中身につきましては、電力あるいはごみ処理料、資源物売り払い料で、繰越額が確定したということなのかな、それでということでございました。当初予算で369, 7007円、今回の補正額で161, 267万7, 0007円ですが、これ全てが御説明にあったごみ処理費ですとか電力代の浮き分の繰越額なのかどうかですね。まずこの点についてをお尋ねいたします。

あわせて、この当初予算が 3 億9,700万円ということで今回の補正予算書に出ている わけですが、当初予算時における繰越額の数字の見込み根拠、これは一体どういう形から 来ているのかということについてもお尋ねをさせていただきます。というのは、今回当初 予算ベースでお話をしていくと、今回補正は 1 億1,200万円ですが、当初予算で 3 億 9,700万円が繰越額ということですが、昨年度は5億2,200万円が当初予算ベースの繰越額、平成29年度が3億3,660万円が当初予算の繰越額、平成28年度が3億4,100万円が当初予算の繰越額ということで、年度によって大きなばらつきが出ています。当然のことながら、今回も補正をしていますが、補正時にも毎年度、当然各単価が出ているわけですが、当初予算の見込みは一体どういう基準でやってきているのか、それが少しわからない部分があるので、この当初予算の見込みというのはどういうふうにされてきているのか、繰越金のですね、これについての御説明をしていただきたいと思います。

次に、12、13ページにおきまして、総務管理費において今回施設整備基金積立金で5,600万円を積み立てますよと、こういうような形で御説明、そしてまた記載をされています。この基金の積み立てについても、昨年度、平成30年度を見ていくと、5,000万円を環境整備基金に補正で積み立てを行っています。平成29年度は同じように環境整備基金に約5,100万円の積み立てを行っています。平成28年度になると施設整備基金のほうに約4,000万円、平成27年度ですと施設整備基金に約6,000万円の基金の積み立てとなっています。年度によって額の違い、それと対象基金が年度によって変わってきているのですが、これはどういう基準で補正時において基金積み立てを決めているのか、これについてもお尋ねをいたします。

それともう1点が予備費についてであります。今回、予備費が5,667万7,000円の補正額で、トータルで2億6,667万7,000円ということでございますが、このうちの私車処分費というのは一体どの程度のものが積まれているのか、これについてもお尋ねをします。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず1点目、繰越金の当初予算から増額している理由につきましては、先ほど説明したのと同様です。ごみ処理手数料及び電力売り払い等が増額したことによるものでございます。

続きまして、繰越金の当初予算の見込み方でございますが、そちらにつきましては予算編成時にその年度の支出見込み額、歳入見込み額を各課から出していただきまして、それに基づいて繰越金を計上しているところでございます。

次に、基金の積み立てに関しまして、額の違いや年度ごとに対象が違うことにつきましては、前年度及び前々年度におきましては、指定管理に向けて厚生施設の改修等がふえることが予想されたものですから、そちらに対応するため環境整備基金に積ませていただいております。それ以外につきましては、今後、ごみ処理施設等の更新に向けまして、施設

整備基金は少しずつでも積み増しをしたいと考えているところでございます。

予備費の私車処分費につきましては、約1億8,000万円ほどになります。

○6番(稲垣裕二) 御説明をいただきまして、ありがとうございました。

まず、当初予算の話を今ここでしてもとは思いますけれども、いずれまたそれは違う機会で詳しくは確認をさせていただきたいと思います。年度ごとによって大きなばらつきがあるのでどうしてなのかなということなので、また数字を追いかけながら、改めて別の機会にこの辺はお尋ねをさせていただきたいと思います。

それで、この基金について、今回の補正で5,600万円ということでございますが、積み立てを行うということで、別に私、これを否定するつもりは全然ないのですけれども、今の御答弁の中でも、指定管理者に向けて環境整備基金に積むのだということなのですね。もう一方では、これもきょう午前中のやりとりでもリサイクルセンター等の話が出てきていて、今後大きなかかる要因としては施設整備のほうにやはりかかってくるのだろうなと思っているのです。そう考えると、施設整備基金にどう積み立てをしていくのかということの議論も組合内でしっかりとされるべきだと思うのですが、その一定の基準というのがこの予算書からだけでは見えてこないのと同時に、ただいまの御答弁でも、とりあえず指定管理があるから今そちらに、環境整備に積んでしまうよというふうにしか聞こえない部分があるのですね。この辺については一度組合内でぜひ御議論をしていただくか、方向性を示すか、何か少しステップを踏んでいただきたいと思っています。これについてもし見解があればで結構ですので、お聞かせいただきたい。特段今はないよということであれば、別段御答弁は結構です。

それから、もう1点の予備費についてです。予備費について、私車処分費が今回の2億6,667万7,000円のうち、約1億8,000万円が私車処分費です、こういうようなことです。柳泉園組合で考える予備費というのは一体何なのでしょうか。普通地方公共団体の場合、予備費というと突発的な事項や予算超過があった場合に対応する科目として認識はしています。ここは特別地方公共団体ですから、それと取り扱いが違うのだよと言われてしまえばそうなのかもしれませんが、一般的な認識として言えば、予備費というのは、例えば今回の台風19号で清柳園でこういう事態が起きた、予算措置もされていない、だからこの予備費から何らかの形で充当するのですと、こういうことなら大変よくわかるのですね。ところが、今の御答弁でも、私車処分費はやはりこの中に含まれているということは、私車処分費というのは毎年度出てくるものであって、しかも普通に考えると毎年度、

それは東久留米市、清瀬市、そして西東京市に対して返還されるべき金額ですよ。それが 見えてこないで予備費に含まれているというのは、柳泉園組合の中で予備費の考え方とい うのはどう整理をされているのかです。

やはり歳入歳出と予算措置上なっている以上は、入りと出というのをしっかりと明確にすべきというのが一般的な考え方だと思っています。予算措置上、そういうのが見えてこないというのはあり方として間違いかどうかというのは私は自治法上どうなのかわかりませんが、少なくとも我々が通常認識している地方自治法における予備費、地方自治法217条を解釈するならば、やはりしっかりとした考え方を示すべきだと思いますので、この辺についての見解も求めます。

○総務課長(横山雄一) まず、1点目、基金の積み立てに関してでございますが、稲垣 議員がおっしゃるとおり、現在、計画等は持ってはございません。ですので、今後は不燃 ・粗大ごみ処理施設更新等も含めまして計画を立てて、計画的な積み立てを行っていきた いと考えているところでございます。

続きまして、予備費についてございますが、当組合の予備費においては、議員おっしゃるとおり、通常の予備費に加えまして私車処分費が入ってございます。これにつきましては、当組合の負担金の計算にかかわるところでございまして、現行の負担金の計算につきましては平成18年度から採用しているところでございます。その負担金の計算方法の中で、私車処分費の留保分、精算予定額をこの予備費に入れることにしております。それによりまして、そのままその分は繰越金のほうに翌年度行きますので、それを関係市の負担金から精算することとしております。現状の計算方法はそうなっておりますので、計算方法につきましては、今後、関係市とそれも含めて協議していきたいと考えております。

○6番(稲垣裕二) 今、総務課長より、予備費についてですけれども、中身については 御説明いただいて、それは私も大変よくわかるのですよ。何が言いたいのかというと、各 市への返還金が予算措置上で出てこないよという話です。これは予算を作成する上で少し おかしくないですか。 3 市に対して返還金が生じるわけです。だが、予算措置上は出てこなくて、各市の負担金と相殺しましょうよという話ではないですか。 それは地方公共団体 の予算書のあり方として正しいことなのかですよ。法的に間違っているかどうかというの は一旦脇に置いておいて、普通のつくり込み方として私には理解できないですよ。 1億8,000万円は入っているわけです、1億8,000万円は3市に返すお金です。返すお金なのだが、要は差引きでやってしまっているから予算書には載せないよという話だから、

それは見えないのですよ、こちらから見ていると。

一つ質問をかえれば、予備費を通常の自治体でいえば財政調整基金がわりに使っているのではないですかと見えるわけですよ。予備費は先ほど言ったように、自治法上の217条の解釈をすれば、万が一何かがあったとき、あるいは科目で予算超過をしたときに充当する科目であって、これは財政調整基金に使う科目ではないですよ。それをあたかも財政調整基金のように使っているということ自体が、私は少し違うのではないかなと思っています。今すぐこの場で変えるとかということは当然無理だし、あり得ないというのは大変よくわかるのですが、これについてはどこかで一遍少し考えていただいたほうが私はいいのではないのかなと思います。

今後、公会計を柳泉園組合が取り入れるのか取り入れないのか私は知りませんけれども、 やはり見える化というのは当然、予算でもさらに一歩も二歩も踏み込んでやっていかざる を得ないと思っていますので、この辺についてもぜひ組合内で協議をいただくか、あるい は違った形で見えるようにしていただくか、ぜひ御検討をしていただきたいと思っていま す。その辺について、今御答弁を求めても難しいかもしれませんが、とりあえず私として はそのように認識しておりますので、ぜひともそのような取り組みを進めていただきたい と思います。

○総務課長(横山雄一) それでは、予備費の取り扱いについてでございますが、我々と しましては、現状、このやり方が一番合理的だと思って今までやってきたところでござい ます。ただ、議員おっしゃるようなことも認識させていただきまして、今後、関係市と協 議して、あり方についても検討していきたいと考えております。

○議長(三浦猛) ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって議案第12号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合 一般会計補正予算(第2号)の質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けい たします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第12号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第12号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 「日程第9、議案第13号、平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳 出決算認定」についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第13号、平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認 定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年10月7日から17日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の稲垣監査委員により、平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(三浦猛) 補足説明を求めます。
- ○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明を申し上げます。

平成30年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算現額28億2,632万2,000円、歳入決算額28億9,315万3,452 円、前年度に比べ2億3,172万2,818円、7.4%の減となっております。歳出決算額23億8,347万6,237円、前年度に比べ1億1,315万7,646円、4.5%の減、歳入歳出差引残額5億967万7,215円となり、同額が翌年度への繰り越しとなります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。主な歳入について御説明いたします。

まず、款1分担金及び負担金は、収入済額13億632万4,000円で、前年度に比べ 2億9,109万2,000円、18.2%の減でございます。関係3市の負担金は備考欄に記 載のとおりで、歳入決算額の45.2%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額5,941万

7,450円で、前年度に比べ0.9%、約56万円の減でございます。各施設の使用料は備 考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額6億934万8,570円で、前年度に比べ7.7%、約4,300万円の増でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額88万5,600円は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、こちらは放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款 5 繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の収入済額は4,724万7,000円で、定年退職者2名分の退職手当に充当したものでございます。

次に、款 6 繰越金の収入済額 6 億2,8 2 4 万2,3 8 7 円は平成 2 9 年度からの繰越金で、前年度に比べ 4 4.4%、約 1 億9,0 0 0 万円の増でございます。この繰越金には、精算する私車処分費約 1 億9,0 0 0 万円が含まれており、差引き 4 億3,7 0 0 万円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款 7 諸収入、項 2 雑入の収入済額は 2 億4,0 7 0 万6,4 1 8 円で、前年度に比べ 5.8%、約1,5 0 0 万円の減でございます。主な雑入の収入済額は、節 1 資源回収物売払 の 1 億4,6 6 8 万8,5 3 4 円で、その内容は備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール 缶、ペットボトル及び生びん等の売り払いでございます。前年度に比べ7.3%、約 1,1 0 0 万円の減となっております。

次に、節2回収鉄等売払の収入済額が2,074万1,735円で、その内容は備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売り払いや施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売り払い、また焼却灰の中から回収したくず鉄の売り払いで、前年度に比べ22.5%、約380万円の増でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

節3電力売払の収入済額が6,419万9,985円で、こちらはクリーンポートで発電した電力余剰分の売り払いで、前年度に比べ9%、約640万円の減でございます。

次に、節 7 その他雑入が 4 6 9 万8, 1 7 6 円で、前年度に比べ 1 2. 5 %、約 6 7 万円の減となっております。減の理由は、ペットボトル有償入札拠出金等が減となったことによるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。歳出について主なものを説明させて

いただきます。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 人件費の支出済額が 1 億7, 1 2 8 万 1, 5 0 1 円で、前年度に比べ 2 0 %、約4, 3 0 0 万円の減で、これは退職手当が減となったことが 主な理由でございます。

続きまして、14、15ページをごらんください。

目2総務管理費の支出済額が1億3,424万9,877円で、前年度に比べ6%、約757万円の増となっております。こちらは節25積立金、退職給与基金積立金が1,000万円の増、節19負担金補助及び交付金、東久留米市環境整備負担金が109万円の減となったことが主な理由でございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。

目3施設管理費の支出済額が1億9,607万4,361円で、前年度に比べ214.8%、約1億3,378万円の増で、主な理由は、18、19ページに記載の節15工事請負費で、空調設備更新工事1億2,933万7,000円、その他3件の工事の増によるものでございます。また、施設管理費の不用額が932万639円となっており、主な不用額ですが、16、17ページの節11需用費の151万6,607円は、備考欄記載の修繕料(一般)の減、節13委託料の約113万円の不用額は、備考欄記載の各業務委託の契約差金、18、19ページをごらんください。節15工事請負費の不用額約586万円はクリーンポート非常放送システム更新工事及び空調設備更新工事の契約差金となっております。

次に、目4厚生施設管理費の支出済額が1億1,626万5,036円で、前年度に比べ14.9%、約2,038万円の減となっております。主な理由は、節13委託料、厚生施設管理業務委託の契約差金及び光熱水費の減によるものでございます。また、厚生施設管理費の不用額ですが、2,380万9,964円となっております。主な不用額が、節11需用費の560万8,481円は、備考欄記載の光熱水費で約456万円、修繕料(一般)で約95万円、節13委託料で約1,813万円、こちらは各業務委託の契約差金となっております。

次に、20、21ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費の支出済額が11億3,199万7,821円で、前年度に比べ13%、約1億6,935万円の減となっております。減の理由ですが、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事(三期工事)約2億7,291万円の減、また長期包括運営管理事業の大規模補修が約1億700万円増加した

ことによるものでございます。また、ごみ管理費の不用額ですが、1,985万5,179円となっており、主な不用額は、節11需用費の1,264万7,148円は、備考欄記載の燃料費で約415万円、22、23ページをごらんください。備考欄記載の光熱水費で不用額約624万円、節13委託料の約683万円の不用額については、各業務委託の契約差金でございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費の支出済額が1億8,988万5,240円で、前年度に比べ6.8%、約1,200万円の増となっております。増の主な理由ですが、節11需用費の修繕料(定期点検)が増加したことによるものでございます。また、不燃ごみ等管理費の不用額は2,357万7,760円で、主な不用額ですが、節11需用費の1,677万695円は、備考欄記載の修繕料(一般)で約504万円及び修繕料(定期点検)の契約差金で約1,000万円となっております。節13委託料の約655万円の不用額は、各業務委託の契約差金となっております。

続きまして、24、25ページをごらんください。

目4資源管理費、こちらの支出済額が1億1,530万751円で、前年度に比べ1.8%、約210万円の減で、その主な理由は、節13委託料で、リサイクルセンター運転業務委託を統合したことにより約200万円の減、節18備品購入費で約130万円の減、節11需用費で約150万円増となったことが主な要因となっております。また、資源管理費の不用額については1,367万2,249円で、主な不用額ですが、節11需用費の約988万円は、備考欄記載の修繕料(一般)で約216万円、修繕料(定期点検)の契約差金で約623万円、節13委託料の契約差金で約378万円となっております。

次に、目5し尿管理費の支出済額が3,243万2,687円で、前年度に比べ5.5%、約188万円の減で、その主な理由は、節11需用費で、備考欄記載の光熱水費及び修繕料(定期点検)が減となったことによるものでございます。また、不用額は507万5,313円で、主な不用額は、節11需用費の約473万円は、備考欄記載の光熱水費で約303万円、修繕料で約100万円となっております。

次に、26、27ページをごらんください。

款4公債費の元金、利子合計の支出済額は8,281万6,913円で、前年度に比べ0.9%、約76万円の減で、これは緑化整備事業で、平成16年度及び平成17年度に借り入れた起債の償還利子が減額したことによるものでございます。

なお、平成30年度末現在の未償還元金は2億2,008万7,469円となっております。

次に、款5予備費は、予算現額3億3,755万8,000円で、同額が不用額となり、全額平成31年度へ繰り越しをしております。

歳出関係は以上でございます。

続きまして、28ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

次に、29ページからは財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございませんでした。

次に、34ページから44ページにかけて、公有財産の工作物で年度内の増減ですが、34ページをごらんください。クリーンポート大規模補修に伴う機器の更新により、柳泉園クリーンポートで16点の増減となっております。

次に、45ページをごらんください。公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の 増減はございませんでした。

次に、46ページをごらんください。基金の状況でございます。各基金の前年度末現在 高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりでございます。

次に、47ページ以降につきましては歳入歳出決算参考資料でございます。御参照いただければと思います。

また、決算審査意見書及び平成30年度事務報告書を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施事業内容を資料として添付しておりますので、後ほど技術課長から説明させていただきます。

補足説明は以上でございます。

〇技術課長(米持譲) それでは、お手元の議案第13号資料、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算について御説明させていただきます。

1、事業期間ですが、平成29年7月1日から令和14年6月30日までの15年間で ございます。今回、平成30年度の報告となります。

2、事業費等(1)総事業費は、千円単位で135億8,750万円、うち消費税相当額11億9,300万円、(2)平成30年度事業決算額は10億2,312万6,000円、うち消費税相当額7,578万7,000円でございます。内訳は、①固定費Aが4億8,923万4,000円、②固定費Bが3億9,899万3,000円、③変動費が5,911万2,000

円、④消費税が7,578万7.000円でございます。

3、平成30年度事業内容及び事業費等でございますが、①固定費Aにつきましては、運転管理から警備業務等の人件費、各種測定、定期点検整備補修等の点検・検査、油脂類、施設内清掃等となります。1つ飛びまして③変動費につきましては、平成30年度ごみ搬入焼却量に応じた薬品代となります。②固定費Bにつきましては、大規模補修及び更新工事に係る事業費になります。こちらの平成30年度に実施しました大規模補修及び更新工事について御説明いたします。

7ページをごらんください。平成30年度大規模補修箇所とありますA3横長の焼却施設フローシートとなります。

大規模補修については、フローシート緑色の2焼却設備及び右上の9給水設備について 実施いたしました。内容は、緑色の焼却設備では、各炉のゾーン1、2を重点に火格子の 交換、各炉焼却炉耐火物の補修、右上の給水設備では共通部分である冷却塔の補修を実施 いたしました。

更新工事については、フローシート青色の4排ガス処理設備、黄色の6通風設備、ピンク色の7灰処理設備及び右上の8電気設備について実施いたしました。内容は、青色の排ガス処理設備では、2号炉減温塔、各炉共通の反応助剤、活性炭、消石灰定量供給機の更新。黄色の通風設備では、1号炉押込用蒸気式空気予熱器の更新。ピンク色の灰処理設備では、2号炉灰コンベヤ及びシュート、灰クレーン、2号炉ボイラ下ダストコンベヤNo.1、飛灰処理物シュートコンベヤNo.1の更新。右上の電気設備では、各炉ACC(自動燃焼制御装置)の更新を実施いたしました。

なお、ピンク色の灰処理設備については、平成30年度予算当初、飛灰処理物搬送コンベヤNo.1の更新を予定しておりましたが、消耗劣化状況が大きい2号炉ボイラ下ダストコンベヤNo.1の更新に変更いたしました。

5ページをごらんください。

こちらの大規模補修予定表の平成30年度実績を見ていただきますと、上段に記載されております税抜きで当初工事予定額4億9,353万8,000円が、工事内容を変更したことから、下段に記載の変更後工事額4億8,017万5,000円に変更となりました。今後、予定されている大規模補修及び更新工事の事業につきましても、定期点検整備補修等による経年劣化状況の把握から、事前に予定変更しているところもございますが、令和8年度までに実施する大規模補修及び更新工事の総額、工事箇所は変わりなく実施予定でござい

ます。これらの大規模補修につきまして、7ページの平成30年度大規模補修箇所、フロー図の赤く囲った部分でお示ししておりますので、御参照いただければと思います。

また、このほかに平成30年度に実施しました事業者提案に基づきまして行いました補 修等の内容を口頭ではございますが、御報告いたします。

1点目、排ガス処理設備の減温塔について、定期点検整備補修の実績を踏まえまして、 減温塔下部コーン部内面の材質を低温腐食対策として耐硫酸腐食鋼にさらに耐酸塗料の下 地塗布を加えること、鋼材に耐酸性腐食防止の塗料を吹きつけることで耐久性を持たせま した。

2点目、各炉共通の反応助剤定量供給機について、攪拌機主軸の磨耗低減策として、主軸に超鋼材質の溶射を施し、超鋼材質を溶かして吹きつけまして、攪拌機主軸に皮膜を形成し、磨耗低減を図ることで機器の延命化を図りました。

3点目、各炉共通の活性炭定量供給機につきまして、活性炭最大噴霧量を大幅にアップ しまして、排ガス中の水銀排出抑制対策を図りました。また、集じん機出口に水銀濃度計 を追加設置し、活性炭定量供給機と関連づけることで、水銀の排出量の排出規制値遵守を 図りました。

4点目、灰処理設備のボイラ下ダストコンベヤNo.1について、駆動側底面板の板厚を現在の仕様より厚くすることで、フライトコンベヤの磨耗対策として耐久性を持たせました。

5点目、灰処理設備について、灰クレーン爪による損傷磨耗している灰ピット底部を補修し、水はけ効果による灰重量抑制を図りました。こちらは 4 年計画で、今回、灰ピットの底部 4 分の 1 を実施いたしました。

続きまして、3ページをごらんください。

柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表となります。こちらは、 平成28年7月に開催いたしました全員協議会に提出した資料をもとに作成したものとなります。

1の包括委託に該当する経費は、包括運営管理をしなかった場合の柳泉園組合積算額です。2の包括委託経費は、コンサルタントが積算した包括運営管理をした場合のものとなります。3の柳泉園組合支払額は、実際に支払った額、決算額となります。そして、4の効果額は、3の柳泉園組合支払額から1の包括委託に該当する経費を差引きした額として、平成30年度については約3億4,000万円程度の効果、経費削減になったことをあらわ

しております。この表に毎年支払い決算額を入れていくことにより、15年後にどれだけ の効果があったかを確認することができます。

また、9ページ以降につきましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施に伴いまして、その当時作成した財政フレームでございます。

11ページをごらんください。右上の変更前と記載しております、表の3、歳入の見通 し及び4、歳出の見通しについては、計画当初となります。

続いて、13ページをごらんください。右上に変更後と記載しております、表の太枠部分については、各年度の歳入歳出決算額及び負担金額になり、こちらは参考に添付させていただきました。

以上で平成30年度柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算についての説明となります。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は、安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

〇代表監査委員(安藤純一) 監査委員の安藤でございます。

平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の稲垣監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回 実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成30年度柳泉園組合一般会計 歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類、 帳簿ともに完全に整備されており、平成30年度の決算は正確であることを証明いたしま す。

令和元年11月22日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく稲垣裕二でございます。 なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、 説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長(三浦猛) 報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきますので、御了承をお願い いたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより議案第13号、平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑をお

受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) それでは、4点になるかと思いますが、お聞きをしたいと思います。

1点目は、少し後段からになるのですけれども、長期包括における財政効果に関して少しお伺いしたいなと思います。決算審査意見書にも15ページに、審査の所見の冒頭のところに述べられているのですけれども、大幅な経費削減効果が得られ、かつ支払いも平準化ということで評価するコメントがついております。

長期包括に関する資料の3ページの表でございますけれども、これも昨年意見を述べまして、今回このように御調製いただいたものだろうと拝察しておりますけれども、平成28年当時、長期包括をするかしないかという議論をした際に、1の包括委託に該当する経費というのは、まずこれが課題なのではないかという質問をいたしましたが、それまでの実績に基づいて算出しているものなので、一定確かなものだという御答弁があり、逆に包括委託経費、これが少ないものではないかという指摘もいたしましたが、ここも答弁で確認をして、結果的にその差引きが43億5,500万円、長期包括を委託した場合のほうがコスト面からメリットがあるという御答弁、御説明をもとに、長期包括をするほうがよいと判断して賛成をしたという経過であります。

この表を見ますと、一番下の効果額というところの2カ年ではありますが、合計で8億2,000万円余ということになっておりまして、経費削減効果もあるし、平準化も図られているというふうに私は見えるのですけれども、当初予定していた効果が得られているという見方でよろしいのか、見解を伺いたいと思います。これが1点目です。

2点目は、長期包括をするべしということで決めた議案に賛成する際に、かねてから技術的な課題というところは指摘をしてきたところであります。少し聞き方が難しいのですけれども、平成30年度決算審査でございますので、平成30年度ということでお答えいただきたいと思うのですけれども、クリーンポートを運営するに当たって大きなトラブルはなかったと認識をしております。時々、事例を出して恐縮なのですが、平成27年度にあるインバータが故障して、焼却炉が一定期間停止をするということがございましたが、その規模のトラブルはなかったと聞いております。一方で、大小さまざまな未然に防げるものもあれば、トラブルという表現になるようなもの、焼却炉がとまらないまでもというものがもしあるとすれば、どういうものがあったのか、あるいはヒヤリ・ハット事例として教訓にしているもの等があれば、御説明をいただきたいなと思います。これが2点目で

す。

それで、長期包括に関連してお聞きするのですけれども、職員体制の問題、これは第1回定例会、第2回定例会でも聞いてきまして、報告書が出たという段階で、それをどうされるのかということを重ねて聞いてきたところであります。それで一つお聞きしたいのは、平成30年度というふうに切っていただいても結構ですし、今年度におけるという切り口で御答弁いただいてもどちらでも結構なのですけれども、職員の採用をされていますよね。採用していらっしゃると思うのですが、昨今、社会情勢的には人材確保がどの業界の何の職種でも課題があるという状況があって、お聞きしたいのは、柳泉園組合として長期包括を進めていくために必要な技術的力量を確保していくという観点でお聞きするのですが、職員の採用状況、応募数ですとか採用数ですとか、特に資格を持つ技術的な仕事をやってもらいたいところ等の状況について、実施状況があればお示しいただきたいと思います。

最後ですけれども、議案第13号資料ということで、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業という表題がついた、まずA4の1ページ建ての資料があって、それと相関するように5ページの大規模補修予定表及び平成30年度大規模補修箇所という横のカラーの設備の図、おおむねこの3点であわせて眺めるものだろうと理解をしているのですが、私、長期包括を始めるときに、議決事項であったものが議決事項でなくなるものがありますよねと。その一つが、一定金額以上を超える工事契約を行う場合は議決事項になって、長期包括が始まる前は定期点検等の実施予定のものを資料も提出していただいて、議会で議決をして実施すると、そういう運びだったものが、基本的には長期包括以降は一々議決事項にはならないことがあるということを指摘して、議決にならないのはやむを得ないけれども、情報提供がそれに伴って減ってしまっては困りますよという指摘をさせてもらいました。

今回、決算の際に、長期包括でやる工事内容についてはお示しいただくというふうになって、今回その2カ年目ということなのだと思うのですが、平成27年とか平成28年の議決事項になった契約に関する議案に伴う資料、例えば平成27年でいえば議案第11号とか13号とか、そういうのがあったのですけれども、その資料と見比べると少し心もとないというか。というのは、13号資料の1ページ目で事業内容という表があるのですけれども、口頭で御説明があって、後に会議録になったときに、それと全部あわせて見ると少しわかるのですけれども、例えば灰ピット底部と書いてあって、灰ピット底部に何をしたのかというのは、この資料上からはわからない。かつての平成27年、28年当時の

資料は、一応日本語で、わかるかわからないかは限度があるのですけれども、何をどうしたという書き方が一定されていたのですね。口頭で御説明いただいたので理解は一定するのですけれども、資料として単体で見た場合では少し見劣りするのですね。そこのところはどうお考えかなのかというところをお聞きします。

○総務課長(横山雄一) すみません、順番が前後いたしますが、先に採用の関係でございます。平成31年度に関して申し上げます。

平成31年度において、電気主任技術者の若手育成を考えまして、1名の募集をかけました。それが9月になるのですが、ただし、募集をしたのですが、応募者がゼロでした。早急に再度募集をかけております。きょうまで締め切りで募集をかけているところです。ただし、きのう現在ではゼロという状況でございます。今年度においてはやはり9月からということで少しスタートが遅かったということも考えまして、来年度以降には早目に動いて、電気主任技術者になり得る人材を確保したいと考えているところでございます。

○技術課長(米持譲) 1の財政効果についてでございますが、当時、クリーンポートにつきましては、竣工後15年以上が経過したということで、今後ますます大規模補修、更新工事等がかかるということから、財政的な負担がかからないようにというところで始まったところではございます。実際に長期包括をしなかった場合ですと、単年度契約ということでやはり相当の経費等もかかるということから算出したのが1の金額になるのですけれども、それをもとにコンサルのほうで積算をしていただきまして、長期包括に動いたと議員のおっしゃるとおりですが、実際、結果から見ますと平準化されて、財政的にも負担金に負荷がかからなくなっているということもございまして、実際、数字からも8億円と現状出ております。見解としてはやはり財政効果があったと認識をしております。

もう1点、前回、以前に行っていた議決案件の議案内容については、私のほうもまだ確認していないところなのですが、議員のおっしゃるように、言葉の表現だけではなく、わかりやすく次回からできればと考えておりますので、少し検討させていただければと思います。

もう1点、平成30年度のトラブルということなのですけれども、特に伺ってはいないのですが、よくここのところあったのが、ごみホッパーゲートにごみが詰まるということがございました。幾つか詰まったのですけれども、問題なく、一応そういうことが小さなトラブルとしてはございました。

○3番(村山順次郎) こちらも順番で再質問させてもらいたいと思うのですけれども、

財政効果があったということで認識が共有できたのかなと思うのです。それでこれは御答弁いただきたいのですけれども、要望1つなのですが、長期包括を始めた後に、それを始めたことも含めて、りゅうせんえんニュースの特別号を出して、長期包括とは何なのかということをお伝えする、そういう取り組みをされたと認識をしております。今か、今そのタイミングかというところになると、少し自信はないのですけれども、2カ年の決算が出て、8億2,000万円余という財政効果も出ていると。これも一つの提供すべき材料の一つだと思うのですが、その中で技術的に、安全に実施が行えている、まあそうだということだと思うのですけれども、行えているということと、財政効果がこのように生じているということ、これを毎年が適切なのか、一定の節目節目でやるのが適切なのかわかりませんけれども、実施しましたよという特別号とは別に、こういう効果が上がっておりますよという特別号、これをどこかのタイミングでつくっていただいて、市民の皆さんにある意味PRをしていただきたいなと思うのですが、どうでしょうかということであります。

それで、トラブルはなかったのかということで、ごみホッパーのゲートが詰まったという、ごみホッパーだから上から入れるところだと思うのですけれども、事業者側から大小さまざま、本当に小さなものから大きなものまでさまざまなトラブルが起こっていると思うし、起こり得ると思うのですね。それをどういうふうに報告をされるのか。非常に軽微なものからあると思うのです。ただ、それを一々全部、以前、御答弁されたら、毎朝朝礼をやって、その後打合せもしているという話なのですけれども、事業者側から柳泉園組合に、こういうトラブルがありましたというところはどういう形で、どういう基準を持って、報告されないほど軽微なトラブルもあるでしょうし、一定水準以上で共有を図るトラブルもあるでしょうし、そこら辺の事業者と柳泉園組合との関係、モニタリングの仕組みにかかわる話だと思うのですけれども、どういうコミュニケーションをとられているのか、お聞きしたいなと思います。

電気主任技術者の募集をしたところ、応募がゼロだったということで、非常に憂慮すべき事態かなと思います。そもそもの職員体制が何人体制ぐらいなのが適当なのかということも一つ課題としてありますし、今いらっしゃる柳泉園組合の職員の皆さんが持っているノウハウ、経験みたいなのを継承していくというためには、職員さんの世代構成というのがあるので、時間とともにいかんともしがたく退職されていくと。その方から技術を引き継ぐためにはある程度のタイミング、早く前倒しで採用して、その若い職員さんに技術継承、知見を引き継いでいくということが必要だと思うという話も以前させてもらいました。

そして、募集をすれば応募があるという社会情勢ではなくなってきている。これは今そうだというわけではなくて、恐らくしばらくそういう傾向、あるいはもっと難しくなっていく傾向だろうと思います。その点から考えると、職員体制をどうするのかといところと採用の計画。そうはいってもやはり安定的な運営をするためには、先を見て計画的に採用をどうするかを決めて、10年後、20年後、30年後の柳泉園組合がどうなるのかというところのビジョンを持ってやっていく必要があると思いますが、見解を伺います。

資料の改善については御検討いただけるようですので、これは引き続きよろしくお願い いたします。

○技術課長(米持譲) それでは、1点目、長期包括の効果についての広報ということだ と思いますけれども、以前、長期包括を始めるに当たりまして特別号を出しました。今回 も決算の情報は通常の組合報で出す予定ではございますが、一定効果の部分につきまして は、いつとは言えないのですが、一定の効果の節目のときに検討していきたいと思います。

また、2点目の、大小トラブル等あるというところで、どういうコミュニケーションを図っているかという部分になるのですが、先ほど議員のおっしゃるとおり、毎朝引き継ぎ、朝礼をしております。その中で、大小さまざまなトラブル等の報告を必ず引き継ぎでしております。また、小さいときはその場で終わっていますよとか、次の引き継ぎで処理できるというのもあるのですけれども、少し部品の関係で時間がかかるとか、そういうものにつきましては日程を交えながら報告をしていただいて、部品が届き次第修理するとか、そういう形で対応を図っているところでございます。

○総務課長(横山雄一) 組織体制等の計画でございますが、議員おっしゃるとおり、やはり技術の継承、事務の継承については、ある一定の人数が必要だと考えております。本年1月に組織検討委員会の報告書も受理しているところなので、そちらのほうを早く精査して、当組合としての計画を立てたいと思っております。やはり10年後、20年後を見据えた組織体制を今から始めないと、しっかりした組織にはならないと考えておりますので、今後計画をしっかり立てたいと考えているところでございます。

○3番(村山順次郎) 後段のほうはわかりました。引き続き、よろしくお願いいたします。先ほども少し引用しましたが、来年4月1日採用の職員募集もされていると承知しておりますので、対処療法的にはなるかと思いますが、応募がなければ採用もできないということになりますので、今までとは違う一回り二回りの工夫をお願いしたいと思います。

コミュニケーションの話ですけれども、これは要望で終わりたいと思いますが、どうい

うトラブルがどのぐらいあるのかというところは、何らかの基準を持って把握していっていただきたいなと思っております。これも1年前の議論でさせていただいたのですが、平成27年にインバータのトラブルで炉が停止したというときも、結果的にはその次の定例会まで知らない議員もいたというぐらいだったのです。炉がとまってもその状態でしたから、外部からはわからないようなトラブルについては推して知るべしなのだろうと思うのですけれども、一定逆に議会に情報提供するべきトラブルの基準、これが炉がとまったらとか、人的被害が出たらとか、あるいは火災と評価できるトラブルだったらとかというのよりはもう少し低目に、長期包括をよりよく運営していくという意味で聞いているのですけれども、議会に報告していくべきトラブルの基準、こういうものも少し基準をつくっていただいて、こういうふうなことが起こったけれども、こういうふうに対応しているという趣旨の情報提供については、ひとつ御留意いただければなと思います。幸いにして、先ほど聞いた限りでは、平成30年度については大過なく過ごせたということだろうと思いますけれども、引き続きということになりますので、この点は要望で終わります。

- ○議長(三浦猛) 質問なしですね。
- ○3番(村山順次郎) 質問なしです。
- ○議長(三浦猛) ほかに質疑ある方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上で議案第13号、平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算 認定の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第13号、平成30年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いた します。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第13号、平成30年度柳泉園組 合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 4時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議員野島武夫

議員村山順次郎